

小型無人機等の 飛行同意申請

駐屯地周囲での小型無人機の使用

桂駐屯地または、その周囲1000メートル以内で小型無人機を飛行させることは小型無人機等飛行禁止法により原則として違法行為である。

駐屯地司令の同意が無い、または同意に基づかない違法な飛行を行う小型無人機を発見した場合警察へ通報を行い対応。

例外として、駐屯地への同意申請の提出及び警察に対する飛行通報書の提出を行うことによって飛行可能。

申請書、資料等については添付資料を参照。

同意申請書の申請方法

- ① 小型無人機飛行の10日前(土・日・祝等を含まず)営業日までに申請書を記入しメール及び郵便により申請して下さい。

○メール:katsura_pao@inet.gsdf.mod.go.jp

○郵便:〒615-8103

京都市西京区川島六ノ坪 陸上自衛隊 桂駐屯地

中部方面後方支援隊 第3科 警備担当

- ② ①の要領で申請を送った後に、下記まで電話連絡をお願いします。

○電話番号:075-381-2125

○内線番号:238(警備)

- ③ 飛行日の3日前(土・日・祝等を含まず)営業日までに申請の可否について駐屯地から連絡を致します。